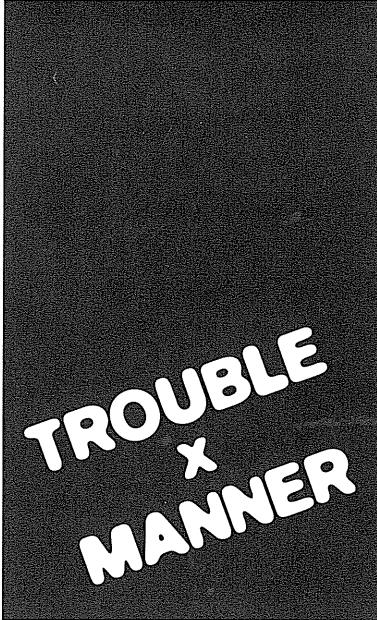


TRouble  
x  
MANNER

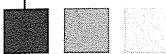
# 大学生の トラブル & マナー その事例と解決策

●編集：学生相談事例集編集委員会  
●発行：独立行政法人 日本学生支援機構  
関東地区学生生活連絡協議会





# 大学生の トラブル & マナー その事例と解決策



# はじめに

独立行政法人日本学生支援機構は、奨学金貸与事業、留学生支援事業、学生生活支援事業を通して、次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な優れた人材を育成するとともに、国際理解・交流の推進を図ることを目的としており、本部のほか全国に12の支部・事務所を設けて、地域に密着した学生支援活動を行っています。

大学生活においては、勉学を始めとして生活全般にわたり学生自身の自主性・自発性が求められるものの、初めて親元を離れて生活する者がいたり、生活スタイルも今までとは大きく変化するため環境の変化に適応できなかったり、各種トラブルに巻き込まれる学生も出てくると考えられます。

また、価値観の多様化、時代・社会状況の変化等に伴い、悩みの相談の内容も様々となっています。

学生相談は、こうした悩みの解消の手助けを行い、キャンパスライフを充実させるために大学生活に適応できるよう行われる活動で、厚生補導の中において中心的な役割を担っており、学生相談の関係者だけでなく、すべての教職員がカウンセリング・マインドを持って学生に接することが強く望まれています。

このような状況を考慮し、40年を超える歴史と学生生活支援に関する研究実践及び各種ノウハウ・事例を持つ関東地区学生生活連絡協議会

---

(会員校85校1団体)と連携・協力し、学生相談事例集編集委員会設置の上、学生生活の充実を図り、そして各大学の学生相談、現場の意識を高める一助となるよう、事例集等「大学生のトラブル＆マナー その事例と解決策」を作成しました。

この事例集が、広義の学生相談の中で、専ら厚生補導を所管する学生部等の事務組織が取り扱うトラブル相談に焦点を当て、大学等のニーズに応えようとするものとなり、学生相談機関の教職員の負担を軽減し、また学生相談の現場の意識を高める一助になれば幸いです。

最後に本事例集を作成するにあたって、多大なご尽力を賜りました「学生相談事例集編集委員会」の委員の方々をはじめ、関東地区学生生活連絡協議会、更には、様々な形で助言・ご協力を賜りました皆様方に厚くお礼申し上げます。

（

2007年3月

独立行政法人 日本学生支援機構



# 目次

## 大学生のトラブル＆マナー その事例と解決策

はじめに .....	2
------------	---

### ●PART 1：トラブルの事例と解決策編

01 架空請求によるトラブル .....	6
02 インターネットオークションによるトラブル .....	8
03 訪問販売や新聞セールスによるトラブル .....	9
04 マルチ商法（連鎖販売取引）のトラブル .....	10
05 資格商法のトラブル .....	12
06 内職商法のトラブル .....	13
07 賃貸住宅のトラブル .....	14
08 ストーカーによるトラブル .....	16
09 セクハラによるトラブル .....	17
10 薬物のトラブル .....	18
11 アルバイトのトラブル .....	20
12 盗難のトラブル .....	21

### ●PART 2：大学生のマナーと心得編

01 携帯電話のマナーと注意点 .....	22
02 インターネットのマナー .....	24
03 環境・エコに対するマナー .....	26
04 公共の場所でのマナー .....	28
05 近所づきあいのマナー .....	29
06 交通安全・事故防止のマナー .....	30
07 噫煙・飲酒のマナー .....	31
08 留学や海外旅行でのマナー .....	34

---

## ●PART 3：大学生活の悩みと相談編

01 経済的理由などによる退学・留年などの相談	36
02 引きこもり・不登校についての相談	37
03 「授業に出られない」などの相談	39
04 「やりたいことが見つからない」学生の相談	41
05 過食・拒食など摂食障害と心の悩みの相談	42
06 「コミュニケーションがうまくとれない」学生の相談	44
07 人間関係の悩みと相談	46
08 生きがいに関する相談	48
09 愛と性・からだに関する相談	50
10 友人の自傷行為に関する相談	53

## ■コラム

個人情報を守るには	7
知っておこうクーリング・オフ	11
契約の基本	15
危ない脱法ドラッグ	19
危険な名義貸し	19
個人情報や著作権、違法コピーに気をつけよう	25
ボランティアに参加しよう	27
絶対にやめよう飲酒運転	33
偽ブランドと商標権に気をつけよう	35
切れる学生・教職員の悩み	49
避妊・HIV・献血・ドナー登録の基礎知識	52
緊急対応のポイント	54
●関東地区学生生活連絡協議会 加盟校一覧	55
●トラブルに役立つWebガイド	68

## 利用した覚えのない有料情報サービスの支払いを求める葉書が自宅に届いた。

① 相手方に連絡をとるべきか。

### トラブルの事例

自宅に突然「債権管理回収業者」と名乗る会社から「最終勧告通知書」という葉書が届きました。過去に利用した有料情報サービスの料金が支払われていないので、すぐに連絡がほしいという内容で、連絡がない場合は自宅まで回収に来るということです。自分ではそんなサービスを利用した覚えはありませんが、ネットサーフィンをしているときにアダルトサイトに入ってしまったことがあります。それが問題だったのかもしれません。利用記録のある人にのみ通知しているとの内容も書かれてあるので、やはり連絡をとった方が良いのでしょうか。(男子学生2年)

### 解決策

架空請求は無視が原則ですので、この事例もそのように指示したところ、その後とくに問題は起きていません。男子学生はアダルトサイトや出会い系サイトを興味本位でのぞいてしまうことがあるため、その不安感につけこむ手口が目立ちます。葉書に書かれた電話番号に連絡すると、逆にこちらの情報を知られてしまうので、絶対にコンタクトをとらないことが大切です。ただし、なかには少額訴訟制度や支払督促制度を利用した手口もありますので、発送元が裁判所である書類が届いた場合は、裁判所に確認するか消費者センターなどに相談します。

### POINT—●ここがポイント

裁判所から届いた書類が正式な手続きと判明した場合は、架空の債権が法律上有効と認められてしまうことがあるため無視してはならない。少額訴訟制度では審理当日に出頭して債権がないことを主張する必要があり、これを怠ると債権者の主張をすべて肯定することにつながる。それ以外の場合は、無視してまず問題ない。

### ●葉書による請求書面の例

督 促 状
<p>以前より、再三通告致しておりました支払い請求に付きましての回答及び、入金確認が、未だ取れない為、貴殿名義の債権は、○○○債権調査機構より不良債権扱いとされ、今後全ての回収作業に関しましては、当社（債権回収専門業者）が、引き継ぎ行う報告と共に、貴殿に対しましては、弊社顧問弁護士と協議の結果、平成○年○月○日期限を切り最終和解案を決定致しましたので、再度通知致します。</p> <p>請求金額 ￥127,840      ※督促費用・延滞損害金込み</p> <p>請求金額を確認の上、下記迄至急連絡下さい！      尚、貴殿より連絡無き場合は、法的手続きを致す前に全国営業所より回収作業員が自宅、職場等に直接向かい回収致しますのでご了承下さい。</p> <p>※契約書及び明細請求書等は入金確認後和解終了書と共に送付致します</p> <hr/> <p>△☆債権回収センター      東京都港区○○○○      回収担当者 ○○○○      TEL：03-○○○○-○○○○      AM10:00～PM6:00 土日・祝日休み</p>

### ◆個人情報を守るには

column

個人情報をめぐる犯罪の大半は携帯電話やインターネットの利用によるものです。不用意に個人情報を入力したり、興味本位で怪しいサイトにアクセスしないことが何よりも大切です。また、以下のような点に注意させましょう。

- ①携帯電話番号や「個体識別番号」などから個人情報は伝わらない。
- ②銀行やクレジットカード会社では、メール、電話、封書などいかなる方法でも、カード番号や暗証番号を尋ねることはない。
- ③不特定多数の人が利用するパソコンからは個人情報につながるサイトにアクセスしない。IDを使ったら必ずログアウトを。
- ④ゴミも個人情報の宝庫。葉書などを捨てる場合は、細かく裁断したりする工夫を。
- ⑤住所録、年賀状、名刺など、他人の個人情報管理もしっかりと。

02

## ネットオークションでパソコンを落札。 料金20万円を支払って1ヶ月たったが、 商品が届かず、出品者とも連絡がとれない。

### トラブルの事例

インターネットオークションでパソコンを落札しました。出品者の取引記録を見ると、多くの落札者から「良い」という評価を得ていましたし、住所や電話番号も記されていたため信用し20万円を振込みました。ところが、1ヶ月ほど待っても商品が届かないため電話してみると、まったく関係がない人の電話番号でした。出品者のオークションIDもすでに削除されており、どうして良いかわかりません。(男子学生2年)

### 解 決 策

1ヶ月も商品が届かず連絡先も虚偽のものなので、完全な詐欺行為と判断されます。オークション詐欺にあった場合に被害者ができるることは、

- ①警察に被害届を提出する
  - ②オークション運営元の補償制度を利用して落札額の何割かを返還してもらう
- という2点です。この事例でも補償を申請して8割が返還されました。

オークションIDが良い評価を得ていても、そのようなIDを不正に入手・利用している場合も多く、オークション詐欺の犯人逮捕は非常に困難です。たとえ逮捕できても裁判などに多大な労力を費やします。トラブル後の対処は難しい犯罪ですので、事前に電話してみる、商品について詳しく尋ねてみるなど、自衛手段が何よりも大切です。

### POINT—●ここがポイント

最近では、落札できなかつた入札者に出品者と名乗る人物から「キャンセルが出たので直接取引したい」との連絡が入り、被害にあうというケースも増えている。オークション詐欺から身を守るには「利用しない」以外に絶対的な方法はない。それでも利用したい場合は、リスクをきちんと理解し、複数の対策を講じておくよう伝える。

03

## 水質検査に来たという業者から 30万円の浄水器を買ってしまった。 解約はできるか。

### トラブルの事例

水道局の委託で水質検査をしているという人物が訪ねてきました。台所の水道水で残留塩素を調べると水が黄色に染まり「プールの水を飲んでいるようなものだ」と言われました。また、ドロドロに汚れた貯水タンクの写真を見せられ、汚れた水を飲んでいると健康や美容に悪いとのことで、30万円の浄水器を勧められました。高額なので最初は断ったのですが2時間以上も説得され、最終的に根負けしてローン契約を結んでしまいました。解約したいのですが、どうしたらいいでしょうか。(女子学生3年)

### 解決策

一定の期間内であれば「クーリング・オフ(コラム参照)」により違約金の請求など受けることなく無条件で解約できますので、この事例でも書面での手続きをとりました。クーリング・オフの期間後でも、契約時から5年以内で、かつ「だまされた」と気づいた時から6カ月以内であれば「消費者契約法」により以下のよ

うな場合は契約を解除できます。

- ①事業者が重要事項について事実と異なることを言った場合。
- ②消費者に不利益なことをわざと言わなかった場合。
- ③不確実な事項について事業者が断定的なことを言った場合。
- ④消費者が帰ってほしいと意思表示したにもかかわらず、帰らなかつた場合。
- ⑤販売場所から帰りたいと意志を示したにもかかわらず、帰してくれなかつた場合。

なお、「消費者契約法」では契約が解除されるまでの利用分は支払わなければなりませんので、まずは「クーリング・オフ」を優先させましょう。

### POINT—●ここがポイント

訪問販売は消費者の不安感に訴える手口が多い。追い詰められたような心理状態になって契約してしまうことがあるので、まずは極力冷静になり、1人で解決できない場合は家族、消費者センター、学生相談室などに電話するよう指導する。

04

## カタログを配るだけで高収入の誘い 50万円で代理店登録したが 学生ローンが返済できず困っている。

### トラブルの事例

友人から「通販カタログを配るだけで高収入が得られるアルバイトがある」と誘われ、説明会に行きました。①カタログを配って、相手がカタログ通販の会員になったら収入になり、②その人がカタログの商品を買ったら売上の何%かが収入になり、③さらにカタログ配りの代理店になる人を勧説できたら大きな収入になるという話でした。代理店になるためには登録料が50万円かかるが、金利が安い学生ローンを紹介するし、簡単な仕事ですぐ返済できるから大丈夫としつこく誘われたので登録しました。

しかし、代理店になる人の勧説は全くできず、学生ローンの返済ができず困っています。もう止めたいのですが返金してもらえるのでしょうか。(男子学生3年)

### 解決策

相談内容からいわゆるマルチ商法(連鎖販売取引)と判断されたことから、相談室担当の弁護士に相談しました。簡単なアルバイトと誘っていること(販売目的隠匿)、根拠もなく簡単に高収入と説明していること(不実告知)、学生に対し消費者金融から借り入れさせている(適合性の原則違反)など特定商取引法違反や無限連鎖講(ねずみ講)の疑いがあることから、弁護士を通じて販売店に対しその旨と、また書面の不備があることからクーリング・オフを書面で通知し、返金請求して返金されました。

### POINT——●ここがポイント

マルチ商法被害では友人の誘いで断れなかったケースが多い。被害の実態を説明すると共に、友人の勧説でも甘い誘いはきっぱり断る勇気を持つよう指導。

## ●クーリング・オフ書面の記載例

切手	□□□-□□□	(契約した販売業社の住所) ○○県△全市◇△町○○○番地
簡易書留	○○○○株式会社	代表者 殿

**契約解除通知**

契約書面受領日 平成〇年〇月〇日  
 商品(役務)名 ○○○○○○  
 契約金額 ○○○○○円  
 (販売員名) (○○○○)

上記日付けの契約は都合により  
 解除(申込は)撤回いたします。

つきましては、支払済みの○○○○円は直  
 ちに返金願います。なお、商品は早急に引  
 取ってください。

平成 年 月 日  
 住所  
 氏名 (自分の住所などを記載)  
 電話

## ◆知つておこうクーリング・オフ

何らかの方法で買わされた商品やサービスを、一定の期間内に契約解除の申し出をすることで無条件に解約できる制度を「クーリング・オフ」といいます。契約内容が記載された書面が渡された日から、訪問販売・キャッチセールスなどは8日間以内、マルチ商法は20日間以内ならば解約可能です。この期間を過ぎると解約が面倒になりますので、「おかしい」と思ったらすぐにでもクーリング・オフの手続きをさせてください。

葉書などに契約解除の旨を記し、コピーした上で必ず配達記録郵便で相手に送ります。そのままポストに投函すると、「受け取っていない」と開き直られることもありますので注意が必要です。なお、クーリング・オフ期間中に書面が相手に到着しなくても、発送が期間内ならばその消印が証拠となるため問題ありません。書面の書き方など、自分一人で不安な場合は学生相談室や消費者センターなどを訪ねさせましょう。

# CASE

## 無料でスクューバダイビングの免許の 誘いにのったら、器材費20万円を 支払う契約を結ばされ困っている。 05

### トラブルの事例

街を歩いていたら、スクューバダイビングの免許が無料で取れるという講座に誘われました。もともと海が好きだったので事務所で話を聞いたところ、国家資格なので履歴書にも書けると言われて魅力を感じ、契約することにしました。ところが、講座は無料でも器材の購入費が20万円と言われたので「それならばやめる」と告げたのですが、「さっき契約するといつただろ」と男性数人に囲まれて怖くなり契約してしまいました。数日以内に代金を支払わなくてはならないのですが、そんなお金はありません。(女子学生1年)

### 解決策

未成年者が親権者の同意を得ないで行った契約については、無条件で取り消すことができます。この事例も本人が19歳だったため、すぐに解約できました。本人が20歳以上の場合はクーリング・オフで解約するか、消費者契約法による契約の解除を申し出ます。資格商法は国家資格でないのに国家資格というなど、虚偽説明の多さが特徴です。この事例でも「スクューバダイビングの免許」と言っていますが、この資格は民間業者が独自に設けているもので免許制度は存在しませんし、もちろん国家資格ではありません。

とくに重要なのは「口約束でも契約は成立する」という点です。一度買うという意志を示してしまうと相手に弱みを握られてしましますので、いらないものはきっぱり「NO」と言える勇気を持つよう学生に伝えてください。

### POINT—●ここがポイント

20歳以上になると契約が成立してしまうため、誕生日を待ってセールスの電話をかけて来る業者が多く存在する。20歳以上の学生には成人としての自覚を持たせ、自身の言動・行動に社会的な責任が生じることを理解させる。

**CASE**

**CMモデル募集に合格  
レッスン料20万円を支払ったのに  
仕事なし。  
レッスン料は返してもらえるか。**

**トラブルの事例**

「CMモデル募集」の折り込み広告に応募し、テストを受けたところ合格の通知が来ました。事務所に出向いたところ、いつ仕事が来てもいいようにレッスンを受けてほしい、レッスン料50万円を20万円にするし、1回10万円くらいの仕事はどんどん入るから大丈夫といわれ契約しました。確かにレッスンはありましたがビデオを見るだけ、仕事の依頼もまったくありません。説明の内容と違うのでレッスン料20万円を返してほしいのですが、できるでしょうか。(女子学生2年)

**解 決 策**

必ず仕事があるという説明をされているので、業務提供誘引販売取引に該当するにもかかわらず、同取引の書面交付がされていませんでした。また、広告にレッスン代が必要との表示がないので、広告の表示義務違反にあたるなど問題点があることから、大学からその芸能プロダクションにその旨を伝えると共に、本人より書面でクーリング・オフの通知を出させ、返金させることができました。

**POINT—●ここがポイント**

簡単なアルバイト感覚で「契約」をしてしまう学生が多いので、安易な契約はしないよう日ごろから啓蒙。業務提供誘引販売取引に該当する場合は、20日間のクーリング・オフを記載した契約書面が交付されていなければ20日を過ぎてもクーリング・オフが可能なので、こうした知識も学内情報誌などを通じて周知させる。



07

## 引っ越しをしたら 元のアパートの貸し主が 清掃費8万円を敷金から差し引いてきた。 高すぎて納得がいかない。

### トラブルの事例

引っ越しを決めて退去する旨を大家さんに告げたところ、「まだ2年の契約期間前だし、急に言われても借り手が見つからない」と怒られました。退去のとき立ち会いにも来ませんでしたが入念に掃除をし、破損した箇所もとくにありませんでした。ところが、その後郵送されてきた敷金の精算書を見ると「清掃費8万円」が差し引かれていました。少々引かれるのは仕方ありませんが、この金額は納得がいきません。(男子学生2年)

### 解決策

国土交通省は賃貸住宅のトラブル防止のために「原状回復をめぐるガイドライン」を定めており、部屋の清掃は原則として貸し主負担とされています。しかし、法律的な強制力はないため、納得できない金額をとられた場合は、返還請求の文書を貸し主に郵送するなどして交渉します。この事例でも内容証明郵便を送ったところ、6万円が返還されてきました。トラブルを避けるには、以下のようない点に注意させましょう。

- ①退去時には貸し主もしくは不動産業者を必ず立ち会わせ室内の確認をする。
- ②入居時に汚れや破損部分を写真撮影しておく。
- ③清掃に関する細かい覚え書きをかわしておく。

### POINT——●ここがポイント

賃貸住宅に関するトラブルの大部分は、敷金の返還に関するものである。建物は経年劣化するのが当然なので、常識的な使用で生じた汚れや破損に対して責任を問われるのは筋違いと言える。安易に泣き寝入りせず、きちんと交渉させることが大切。

## ◆ 契約の基本

column

賃貸住宅の契約書にはたいてい「敷金は退去のとき原状回復を行い、その費用に充当する」などのフレーズが書かれています。しかし、じつはこれが大きな問題。退去時に精算書を見て初めて、原状回復の範囲・費用に驚くことが多いのです。したがって、「壁紙の汚れは入居者が原状回復する義務があるか」「フローリング床につけた傷の修理費用はどうするか」など、できるだけ細かい部分まで決めておいた方が解約時にトラブルを招きません。更新料や仲介手数料なども、きちんとチェックしておくべきです。

また、不動産会社では契約書のほかに「重要事項説明書」を提示してその説明を行います。これは契約の直前に行われることが多く、内容については「何となくわかった」程度で契約してしまうことがほとんどです。しかし、敷金、管理者、設備などまさしく「重要事項」が記されていますので、できれば早めにもらって目を通しておくのがよいでしょう。

# CASE

08

## アルバイト先の男性から交際を迫られ 断ると電話や待ち伏せを されるようになった。 怖くて何もできない。

### トラブルの事例

アルバイト先で知り合った男性に交際してほしいと告白されたのですが断り、アルバイトも辞めました。ところが、その後から携帯に電話が来るようになり、しつこく交際を迫られました。電話に出ないようになると、今度は駅や自宅の前で待ち伏せをされたり、休日には1日中外から部屋を見張っていました。最近は通学や外出に強いストレスを感じるようになり、やめるように言うことも怖くてできません。(女子学生3年)

### 解 決 策

2000年に施行された「ストーカー規制法」により、「つきまとい等」にあたる行為は处罚の対象になりました。この行為には8つの項目があり、待ち伏せ、見張り、度重なる電話などはすべて規制対象にあたります。この事例も完全に法律に抵触していますので、すぐに警察に申し出て警告してもらったところ、ストーカー行為はなくなりました。

警告に従わずに相手方がつきまとい等をした場合は、その行為をやめるよう公安委員会が禁止命令を行えます。禁止命令に違反してストーカー行為をすると、1年以下の懲役または100万円以下の罰金が科されます。何らかの被害を受けている場合はすぐに警察に通報するか、学生相談室などを訪ねるよう指導してください。

### POINT—●ここがポイント

ストーカー行為の被害にあっている場合、警告の申し出のほか被害者が相手を告訴して处罚を求めるることもできる。また警察では防犯ブザーの貸し出しなども行っているので、利用を促すとよい。当面は単独行動を控えさせ、一人暮らしの場合は家族に来てもらうなどの対策も大切である。

**CASE**

09

**アルバイト先の男性が性的な発言をしたり体に触ったりする。**  
**苦痛なのでやめてほしいが自分では言えない。**

**トラブルの事例**

コンビニエンスストアでアルバイトをしているのですが、同じ時間帯に働いている男性がいろいろと性的なことを話したり聞いてきたりします。また、ときどき肩や髪に触ったり食事に誘われたりします。とても苦痛なのでやめてほしいのですが、職場の雰囲気を考えるとあまり強くは言えません。アルバイトはできれば続けたいのですが、なにかよい方法はありませんか。(女子学生2年)

**解 決 策**

何らかの組織内でセクシャルハラスメント（セクハラ）の被害を受けている場合は、責任者（責任者が当事者の場合はその上司）に指導を求めるのが原則です。この事例でも学生相談室からコンビニの責任者に電話をかけて事情を説明し、当事者の男性に強く注意した上で同じ時間帯の勤務を外してもらいました。その後、本人は問題なく仕事を続けています。

大学の教職員や同級生、サークルの仲間などからのセクハラ、いじめなどは「アカデミックハラスメント（アカハラ）」ともいわれ、近年は増加傾向にあります。そのような被害を受けた場合は、学生相談室などで対策を講じます。状況が改善されない場合は告訴も辞さないなど、強い態度で臨むことが大切です。

**POINT—●ここがポイント**

被害者には絶対にがまんさせず、詳しい状況を話させる。その際「あなたにもスキがあるのでは」というのは禁物。全面的に話を聞いた上で行為者との面談などを行い、事実関係を正確に把握する。本人にセクハラの意識がなくても、被害者がそのように感じればその時点でセクハラになることを行為者に伝え、可能な限り行為を改めさせる。

10

## クラブで外国人からドラッグを勧められた。使用している知人があり興味もあるので今度誘われたら買ってしまうかもしれない。

### トラブルの事例

クラブに遊びにいくと、たまに外国人からMDMAを買わないかともちかけられます。いつも断るのですが、クラブの知り合いには実際に使用している人もおり、「一度くらいなら大丈夫」「臆病者だ」などと言われることも少なくありません。1錠4,000円ほどで買えない値段ではありませんし、作用もおだやかと聞いています。見た目もカラフルで何となくかっこいいので、今度誘われたら買ってしまいそうな気がします。(男子学生3年)

### 解決策

MDMAは現在急速に広まっている薬物で、「集中力が高まる」「やせられる」などの甘い言葉に誘惑されて使用してしまう若者が後を絶ちません。しかし、覚せい剤と同様非常に危険な麻薬で、強い精神的依存性が生じて錯乱状態となったり、身体的ダメージも計り知れません。また、使用した場合はもちろん、所持だけで7年以下の懲役刑が科せられる重罪です。この学生にもそれらの点を説明すると、絶対に手を出さないと約束してくれました。

若者は好奇心やファッショ感覚で薬物に近づいてしまうことが多く、さほどの罪悪感も感じていません。しかし、薬物は身体、人格、信頼、人間関係など自身のすべてを破滅に導くことを説明し、いっさい興味をもたないよう強く指導してください。

### POINT—●ここがポイント

大麻も「タバコより害がない」「外国では認められている」などの噂をうのみにして、気安く手を出す若者が多い。しかし、所持・譲渡・譲受した場合は5年以下の懲役となる。また、薬物を入手したいがために強盗や殺人などの2次犯罪を引き起こす危険性も高まる。本人はもちろん、家族をも想像を絶する不幸に陥れることを強調しておきたい。

## ◆ 危ない脱法ドラッグ

脱法ドラッグとは、法律には抵触しないものの、多幸感、快感などを高めると称して販売されている薬剤を指します。麻薬や覚せい剤など法律で禁止する成分とは異なるため、「合法ドラッグ」とも呼ばれてきましたが、幻覚、妄想、興奮などの有害作用は麻薬と変わらず、犯罪に悪用されたり、乱用による死亡事故も招く危険な薬物です。

長らく対応する法律がなかったため、所持や摂取、売買は禁止されておらず、人体摂取の目的で販売した場合のみ薬事法違反とされてきました。しかし、東京都では2005年に「脱法ドラッグ条例」を制定して取締りに乗り出したほか、国もようやく法律改正を行い、「指定薬物」という新たな区分を設けました。これにより、販売・授与目的で脱法ドラッグを陳列した場合には罰則が適用されます。「麻薬より安全」「みんなやってる」などという誘い文句に乗らない強い意志、断る勇気をもたせましょう。

## ◆ 危険な名義貸し

名義貸しとは、他人に自分の名前を貸して、自分名義のカードやクレジットなどを契約する行為です。近年、「消費者金融の調査をしている。ローンカードを作つて渡してくれるだけでアルバイト料10万円を支払う」などと言って若者に近づき、作らせたカードで多額の借入れをして逃げる詐欺事件が頻発しました。

名義を貸した人は詐欺については被害者ですが、名義を貸し、かつアルバイト料を受け取るという行為をした以上、債権者に対しては債務の返済義務を負うことになります。実際の事件では、返済不可能な債務を負う若者も多かったため、債権者との間で返済額について和解交渉が行われました。携帯電話の契約名義を貸したところ、電話会社から多額の料金を請求されて困っているという相談も多数寄せられています。たとえ親しい友人などであっても、名義貸しは絶対にしない・させないことが大切です。

11

## ピンクチラシを貼ったり ポストに投函する仕事をしていたら 警察官につかまってしまった。

### トラブルの事例

サークルの先輩から「短時間で多額のアルバイト料がもらえる」と誘われ、ピンクチラシを電柱に貼ったり、郵便受けに投函してまわる仕事をしました。ところが、あるマンションから出てきたら警察官に呼び止められ、事情を説明するとそのまま交番に連れて行かれてひどく叱られました。(男子学生2年)

### 解決策

本人にその気がなくても、チラシ貼り・配りは立派な犯罪です。軽犯罪法では正当な理由なく他人の住居部分に入ること、みだりに貼り紙をすることなどを禁じています。

またピンクチラシの場合、一般的に見て売春の相手方を誘っていると判断されるものは売春防止法の誘因罪にあたり、2年以下の懲役または5万円以下の罰金が科されます。「自分はアルバイトで、売春の周旋をするつもりはなかった」といっても、チラシ貼りを依頼した人物がその目的を認識していれば、罪を問われことになります。この事例もその点を説明し、本人とその先輩に厳重注意しました。

### POINT——●ここがポイント

アルバイトのトラブルはたいてい「簡単、高額、短時間」という誘い文句に乗った結果発生する。これらの仕事は何らかの犯罪にかかわっていることが多く、実際には大きな危険が隠されている。「うまい話」には必ず裏があることを認識させ、何か怪しいと感じたらすぐにでも辞めさせる。

# CASE

12

**図書館で置き引きにあい  
財布や鍵を盗まれた。  
当面の対応策を教えてほしい。**

## トラブルの事例

図書館で席を確保するために荷物をおき、調べものをしに10分ほど席を離れたところ、荷物が丸ごとなっていました。財布も入っていたため現金2万円ほどと数枚のカード、部屋の鍵などもすべて盗まれてしまいました。取りあえずしなければならない対応策を教えてください。(女子学生1年)

## 解決策

すぐに警察に通報しましたが、置き引き犯の特定は困難で逮捕には至っていません。窃盗犯罪にあった場合に本人がすべきことは以下のとおりです。

- ①キャッシュ・クレジット・レンタルの各カードを利用停止し、警察に被害届を提出する。
- ②健康保険証は健康保険組合、運転免許証は警察署に届け出る。
- ③鍵を盗まれた場合は、シリンドーを交換する。
- ④携帯電話を盗まれた場合は利用を停止し、新たな番号で契約する。

なお、携帯電話には他人の個人情報も多く含まれていますので、問題が生じそうな場合には窃盗にあった旨を周知しておいてもらいます。

## POINT—●ここがポイント

窃盗犯罪は本人が気を緩めないこと以外に身を守る術はない。スキを見せない、貴重品は手元から離さない、荷物はしっかりと歩く、部屋の鍵を2重にするなどで、たいていの犯罪は防止できる。大学構内も多くの人々が出入りするため、十分な注意が必要である。

## 多機能化する携帯電話 通話のマナーだけでなく 個人情報の管理にも注意を。

01

### 昨今の携帯電話事情

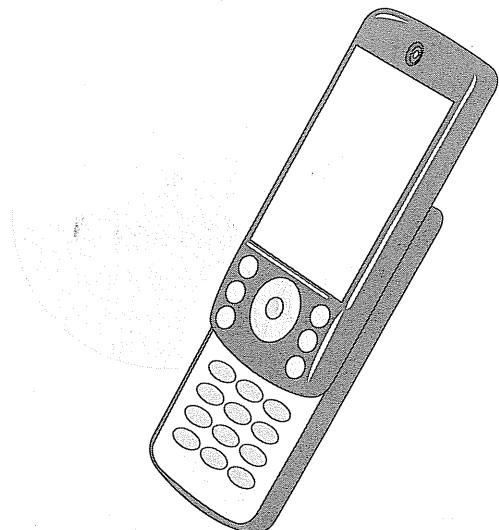
総務省の統計（2006年度）によりますと、P H S を含めた携帯電話の全国普及率は約9割にも及んでおり、ほぼ全国民が一台ずつ携帯電話を利用していることになります。近年は高機能化も著しく、カメラ付きはもちろん、音楽再生、ワンセグ（テレビ）、決済機能、G P S など多彩な機能・サービスが搭載され、若者を中心に人気を集めています。2006年10月にはナンバーポータビリティ（M N P）制度が導入され、電話番号を変えずに他社への乗り換えが可能となったため、各社の利用者獲得競争も熾烈さを増しています。

このような状況から、当初は公共の場所での音声通話を控える程度でよかつた携帯電話のマナーも、メール、写真撮影、音楽・画像再生などにも十分な配慮が必要となっていました。その利便性を楽しむ前に、以下のようなマナー・注意点をおさえておきましょう。

### 携帯電話のマナー

- ①使用禁止の場所では電源を切る。病院、図書館、授業中などは確実に切る。運転中も電源を切るのが望ましいが、通話が必要な時は安全な場所に停止してから使用すること。
- ②電車・バス内での使用はマナーモードにして通話は控える。ただし、優先席付近では電源を切ること。どうしても通話する必要があるときは、通話口に手をあてて「電車内なのであとから電話する」などと小声で告げ、すぐに通話をやめる。
- ③電車・バス内でもメールなら迷惑にならないと思いがちだが、電波が問題なのだから優先席付近では使用しないこと。もちろん、インターネット接続も同じ。

- ④むやみに写真を撮らない。他人を勝手に撮影してインターネットに掲載すれば肖像権侵害、書店で必要なページを撮影すれば窃盗罪に問われるなど、軽い気持ちでの撮影が思わぬ犯罪になる場合が多い。「わからなければいい」という考え方は絶対にしないこと。
- ⑤音楽・画像を楽しむ場合は、周囲への音・光漏れに十分配慮する。
- ⑥携帯電話は本人・他人の個人情報が記録されていることを強く認識し、管理を徹底する。とくに決済機能を利用している場合は、悪用される危険性が高くなるので注意すること。



## 最先端の情報ツールに潜む 危険性と自己責任での利用を しっかり認識させよう。

02

### 昨今 の インターネット 事 情

インターネットはいまや、われわれの生活に欠かせない情報ツールです。その恩恵は計り知れないものがあり、情報検索、各種データのやりとり、通信販売、ネットバンキングなど、自宅にいながらあらゆるサービスが利用できるようになりました。各大学でもネットサービスに力を入れており、連絡事項の閲覧、レポートの提出、ネット講義など、利便性に富んだ学内サービスを展開している例が数多くあります。

近年は利用者自身が積極的に情報発信を行う、「Web2.0」という新たな潮流が世界的に巻き起こっています。好きな内容を書き込んだり、画像・動画を投稿できる掲示板サイト、簡単に作れる日記風のホームページ「ブログ」、会員制コミュニティサイト「ソーシャルネットワークサービス(SNS)」など、その先進性は高まるばかりです。しかし、サービスの多様化・巨大化が進むほど、凶悪な犯罪や悪意の標的とされたり、図らずも自らが何らかの犯罪をおかしていることも少なくありません。

### インターネット の マナー

インターネット利用時には「自己責任」をしっかり意識し、以下の3つの能力のもとに対策・マナーを実行することが重要です。

- ①判断力：ホームページや電子メールに書かれている情報は正しいか、安全か危険か、実行して良いか悪いかを「見分ける力」。自身が不当請求やフィッシング詐欺などにだまされないよう注意するのはもちろん、面白半分で掲示板に犯罪予告をする、ブログに許可なく著名人の写真を掲載するなどの行為を絶対にしないこと。

- ②自制力：迷惑メールや出会い系・アダルトサイトなど、欲望を刺激する情報に安易にアクセスしない「我慢する力」。また、チェーンメールを送りつけられたことに腹を立て、自分もそれに荷担したりしないことも大切。
- ③責任力：自分の言動や行動に「責任を取る力」。他人の誹謗・中傷を掲示板に書き込むなどはもってのほか。また、個人情報の流出やウイルス感染などは被害者になると同時に加害者になる場合も多いので、対策ソフトを用意するなど管理責任意識をきちんとつもつ。

### ◆ 個人情報や著作権、違法コピーに気をつけよう *cool man*

個人情報については、2005年の「個人情報保護法」施行にあわせ、個人でも気をつける意識が高まりました。しかし、著作権についての認識はまだまだ甘いようです。著作物にはすべて著作権があり、もちろんインターネット上の情報も例外ではありません。団体か個人か、有料か無料かなどは関係なく、著作者の許可がない場合はすべて著作権侵害になります。音楽・画像データをやりとりできるファイル交換ソフト「Winny」がパソコン情報の流出、著作権侵害などを引き起こしたのは記憶に新しいところです。

もちろん、CDやDVD、テレビ番組、ゲーム、パソコンソフトなどを個人の利用目的以外でコピー・配布した場合も立派な犯罪です。また、著名人の肖像権、引用文献の明示などにも十分に配慮しなければなりません。海賊版の購入も犯罪に荷担することとなりますので、手を出さないようにしたいものです。

03

## 日常生活のなかで 環境への影響を考え できることから実行する。

### 環境問題の現状

環境問題の大きなトピックはやはり地球温暖化です。その影響は年々深刻度を増しており、2006年2月に開催された国連「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」の報告によりますと、現在のペースで地球温暖化が進んだ場合、今世紀末には地球の平均気温が6.4度も上昇し、北極海の氷は2040年頃に消滅。その他多くの地域で氷河が融解し、水源の崩壊が進むのは「ほぼ確実」との見解を示しました。

世界各地で頻発する巨大台風や集中豪雨、干ばつ、極端な暖冬などは、地球温暖化による影響との見方が濃厚です。また海面水位の上昇により沈み始める島国もあるほか、海水温の上昇でアジアでは30年後に30%のサンゴ礁が消失するという予測も出ています。地球温暖化の原因については様々な議論がなされてきましたが、今回のIPCC報告書では人間活動が原因とほぼ断定し、一刻も早い対策を求めていました。

### 身近にできる環境・エコ対策

地球温暖化を食い止めるためには、二酸化炭素の排出量を減らすしかありません。そのためにはまず、石油などの化石燃料(製品)の使用を控えることです。また、地球温暖化よりもたらされる影響を少しでも軽減するため、資源を大切にし、有効に活用することが求められます。これらの点に着目して、以下のような生活を心がけるようアドバイスしましょう。

- ①暖房・冷房は控えめに設定し、石油・ガスの燃焼をなるべく抑えること。電力も火力発電などで供給されていることを意識し、できる限り節約する。
- ②極力、自動車の利用は避け、公共交通機関を利用する。

- ③可能な限りレジ袋をもらわず、マイバッグを用意・利用する。
- ④割り箸・紙製品の利用を控える。森林伐採により二酸化炭素の吸収量が減るばかりでなく、保水能力の低下による洪水、深刻な生態系の崩壊など、多大な影響が出ている。
- ⑤ゴミの分別を徹底し、ビン、紙製品、アルミ缶などの資源ゴミは再利用にまわす。
- ⑥水を大切に使う。水源の減少は人ごとではない。油や洗剤などが混入した汚水処理にも気を配り、生態系の破壊や河川・海の汚染を防止する。

## ◆ ボランティアに参加しよう

ボランティア活動

ボランティア活動に関心をもつ学生は多いのですが、どうすれば始められるかがわからないという質問が多く寄せられます。そのような場合、各自治体のボランティアセンターに相談するのがよいでしょう。専門のスタッフがボランティアに関する情報提供や、活動を開始するにあたってのアドバイスをしてくれます。また、各ボランティア団体などが開催しているボランティア講座やセミナーに参加してみるのもよい方法です。

なお、実際に始めるにあたっては、

- ①無理をしない
- ②約束やルールを守る
- ③活動の様子などをよく聞く
- ④悩みは一人で抱え込まない

などの点に気をつけましょう。また、ボランティア活動が無条件に「善」であるという保証はありません。正義感や善意の押し売りにならないよう、援助する相手や関係者といつも対等な立場で活動する必要があります。活動が受け入れられ喜ばれてこそ、有意義なボランティアとなるのです。

## 個人的価値観で判断せず

## 社会通念・常識への

## 理解を深める努力を。

04

### 公共マナーとは？

公共の場所でのマナー低下が著しいとの社会的意識は年々高まっています。とりわけ若者に対する視線は厳しさを増しており、その傍若無人ぶりを嘆く新聞投書などが数多く寄せられています。ただ、公共マナーといってもその定義はあいまいで、何らかの行動に対して「みっともない」「腹立たしい」と感じる人もいれば、「とくに問題はない」「気にならない」という人もいます。したがって、個人的価値観だけの判断で嫌悪・注意するのではなく、あくまで社会通念・常識に照らし合わせたアドバイスが大切です。

### 公共マナーの種類と項目

最低限守らせたいマナーには以下のようなものがあります。

#### ①乗り物のルールの徹底。

携帯電話、大声での会話、飲食、わりこみ、席をつめないなどの禁止。足を組んで座る、寝込むなども極力避ける。

#### ②公共物の適切な利用。

破壊・破損、レンタル物の延滞、ゴミの放置・不分別、犬の糞の不始末、落書きなどの禁止。

#### ③品性を守る行動。

飲食店での過度な喫煙、歩きタバコ・飲食、横並びで歩く、年配者に席をゆずらない、お礼をいわない、などは本人の評価を損なう行為として注意させる。



## 学内でも日常的に 学生と挨拶をかわすことが 近所づきあいのマナーにもつながる。

05

### 大 学 生 と 近 所 づ き あ い

学生時代はとかく友人やアルバイト仲間などとの交流だけになり、近所づきあいは希薄になります。大学生といっても、近隣の住民と気の利いたあいさつを交わしたり、地域の会合に参加したりするほど社会的・精神的に成熟しているわけではありませんし、交流そのものがわずらわしいと感じる学生も少なくないでしょう。とくに最近の学生はコミュニケーション能力が低下しているうえ、地域・集合住宅全体の結束力弱化もありまって、隣人の顔すら知らないことも珍しくありません。

しかし、地震や台風などの災害時には近隣住民同士の助け合いが非常に大切となり、同時に心強さを感じるはずです。また、空き巣や通り魔などの犯罪も住民のつながりが強い地域では発生にくく、かりに発生しても、自分の顔を覚えておいてもらえば無用な疑いをかけられることもありません。とりたてて懇意にしたり、好印象を与える必要はありませんので、最低限の交流は心がけるようアドバイスしてください。

### ご 近 所 づ き あ い の マ ナ ー

- ①基本は何といっててもあいさつ。「おはようございます」「こんにちは」程度で十分なので、顔を合わせたらなるべくこちらから声をかける心構えをもつ。
- ②近所づきあいでもっともトラブルを招きやすいのが騒音。テレビ・ステレオ、楽器の演奏などは音量に十分配慮する。また、友人と夜中まで騒ぐ、深夜・早朝に掃除機を使う、室内で激しい運動をする、などのマナー違反にも注意する。
- ③ゴミ出しのマナーも問題になりやすい。必ず決められた曜日と時間、場所、方法を守ること。中身の散乱防止や、粗大ゴミ、個人情報の処理にも気を配る。
- ④集合住宅では共用部分に物を置いたり、玄関・廊下を汚したりしないこと。また、ベランダでのタバコや布団たたきなども迷惑になる場合があるので気を配る。引っ越しして来た際は両隣、真上、真下の住人にあいさつに赴くのが基本。



## まず、ルールを守ること。 大きな事故の元になる 06 油断・慢心への注意を呼びかける。

### 交通事故の情勢

警察庁の統計によると、2006年の交通事故による死者数は6,352人と6年連続で減少し、1955年以来、実に51年ぶりに6千人台前半にまでこぎつけました。しかし、昨年は飲酒運転による悲惨な事故が数多く発生し、負傷者数も8年連続して100万人を超えるなど、交通事故はいぜん厳しい情勢が続いています。

2003年には「10年間で交通事故死者数を5千人以下とする」という政府方針が打ち出され、警察庁、公安委員会は数々の対策を講じています。しかし、交通事故を防ぐには私たち一人ひとりが交通ルールを守り、安全な運転や正しい道路利用を心がけることが何よりも大切です。被害者、加害者どちらになっても人生に大きな影を落としかねるのが交通事故。若い頃はとかく「これぐらいなら大丈夫」と思いがちですが、そのような一瞬の油断・慢心こそが重大事故につながりますので、十分な注意を促してください。

### 交通事故防止のために

①自動車の運転時：交通法規・マナーの遵守が原則。飲酒運転、携帯電話の使用、よそ見・わき見、スピードの出し過ぎ、シートベルトの非着用などは絶対に禁止。また疲労時や風邪薬の服用時などは眠気を誘引しやすいのでなるべく運転しないこと。

②自転車の運転時：自転車は道路交通法により車両の一種であることが定められているが、知らない人は意外に多い。歩道をわがもの顔で走行する人も多く、人身事故が増加傾向にある。普通の自転車でも時速40km程度までは速度が出るため死亡事故につながることもあり、被害者の遺族に1千万円の損害賠償を命じられた例もある。極端なスピードでの走行、2人乗り、無灯火などのほか、一時停止・信号無視、飲酒運転など「自転車なら」と思いがちなことも絶対にやめること。

③歩行時：歩道中央で立ち止まり会話、車椅子に道を空けない、くわえタバコ、複数で横広がりになる、信号無視、危険横断など、不快・危険なことに注意する。



## 喫煙を不快に思う人への 思いやりが大切、 お酒は適量を心得て楽しむアドバイスを。

07

### 大 学 生 の 喫 煙 ・ 飲 酒 事 情

2003年5月に施行された健康増進法25条により、学校など大勢の人が利用する場所では、管理者に受動喫煙を防止する措置を講ずる努力義務が課せられました。各大学でもキャンパス内の分煙または禁煙の措置を取るケースが増えています。校舎内、食堂、屋外でも指定の場所以外での禁煙や歩行喫煙禁止の措置を取る大学も少なくありません。

こうした大学の取り組みに対して、学生会などが積極的に協力してキャンペーンなどを展開している大学もあります。キャンパス内では比較的マナーは守られているようですが、歩行中の禁煙や吸殻のポイ捨て禁止などはまだ徹底されていないケースもあるようです。また、一旦学外に出るとマナーが守られないケースもあり、大学と学生が連携したマナー向上の努力が求められます。

一方、飲酒については、特にコンパや学園祭等での過剰な飲酒、急性アルコール中毒などが問題になることから、学園祭での飲酒を禁止する大学も増えているようです。また、健康管理室などを中心にパッチテストなどアルコールへの適性を確認する機会を設けたり、健康管理の一環として飲酒についてアドバイスしている大学もあります。

### 喫 煙 ・ 飲 酒 の 心 得

#### 【喫煙】

自分にとってはストレスを癒す嗜好品でも、他人には迷惑な「煙」になってしまいがちな煙草。受動喫煙を減少させようと自治体などでも積極的に取り組む傾向にあり、喫煙は指定の場所でというのがいまや当たり前になっています。次のようなことは喫煙のマナーとして日常的にアドバイスしていくことが大切です。

- ①指定された場所や時間帯以外での喫煙はしない。
- ②携帯灰皿などを携帯し、たばこのポイ捨てはしない。
- ③学外でも、とくに妊婦や乳幼児の近くでは喫煙しない。

### ●分煙・禁煙が義務付けられている主な場所

学校／体育館／病院／劇場／集会場／展示場／百貨店／飲食店／官公庁施設／金融機関／鉄道駅／航空旅客ターミナル／バスターミナル／美術館／博物館／社会福祉施設／商店／ホテル・旅館など宿泊施設／屋外競技場／娯楽施設／電車・バス・タクシー・航空機・旅客船など

### 【飲酒】

個人差はありますが、一般に肝臓が一日に処理できるアルコール量は60 g、400キロカロリー相当とされています。適量を超えるとからだにさまざまな障害を与えます。とくに短時間に大量のアルコールを摂取すると大脳の働きが麻痺する危険性があり、心肺機能に異常をきたし、死に至ることもあります。それだけに適量をわきまえた飲酒の指導を学内の保健管理部門などと連携して指導していくことが大切です。また、飲酒運転については日ごろからのキャンペーンなどを通じて徹底指導を図りましょう。

- ①お酒の適量をわきまえよう。
- ②飲んだら絶対運転しない。
- ③飲めない人に無理強いしない。
- ④もちろん、20歳未満は飲酒禁止。

### ●お酒の種類と適量の目安

種類	アルコール度数	適量の目安
ビール	5度前後	中ビン1～2本
ワイン	12度前後	グラス1～2杯
日本酒	15度前後	1～2合
ウイスキー	40度前後	ダブル2杯程度

## ◆ 絶対にやめよう飲酒運転

*column*

2006年は飲酒運転による悲惨な交通事故が数多く発生し、国民は改めてその怖さを思い知らされました。飲酒運転には「酒気帯び運転」と「酒酔い運転」の2種類があり、前者は運転免許証の減点(6~23点)および「1年以下の懲役または30万円以下の罰金」、後者は免許証取り消しおよび「3年以下の懲役または50万円以下の罰金」が科せられます。また、ほかの違反・事故がなくとも、多くは現場で逮捕され留置されます。

人身事故を起こした場合は「業務上過失致死傷罪」として最長5年の懲役刑が、とくに悪質な場合は「危険運転致死傷罪」として最長20年の懲役刑が科せられるなど、人生を失ってしまいかねない厳罰に処されます。また、自身が運転者でなくても、運転者と飲酒したり、飲酒運転と知りながら車に同乗した場合なども、飲酒運転の帮助(ほうじょ)犯として処罰されます。何があっても、お酒を飲んだら運転しない・させないことを肝に銘じさせましょう。

# 異文化理解から始まる 国際人としてのマナー 日本の常識で行動しないこと。

08

## 渡航時の心構え

夏休みなどを利用した海外旅行や、留学制度もしくは自費による短期・長期留学が一般的になった現代の大学生。若い頃に見聞を広めるのは好ましいことですが、世界を旅して回る際に知っておきたいのがマナーや常識のグローバルスタンダードです。知識不足や文化の違いなどから失敗やトラブルが生じても、国内にいるような対応はなかなかできません。また、安全面でも十分な注意が必要です。「その国の文化・生活習慣をしっかりと理解する」「日本人として見られていることを忘れずに」「トラブルが起きる前に防ぐ」。これらの心構えを徹底させた上で、海外に送り出しましょう。

## 海外での注意点とマナー

- ①ホテルでは現金、トラベラーズチェックなどの貴重品をセーフティボックスに預けた方がよい。また、カメラやパソコンなどは放置せず、スーツケースにも必ずロックを。
- ②食事のマナーには十分気を配る。音を立てない、タバコを吸わないなどは常識。また、食事は留学時にもトラブルを招きやすい。基本的に外国の家庭の食事は日本に比べて質素なため、「量が足りない」「食べられるものがない」などの不満が出る。好き嫌いや適量などは事前に伝えておくこと。また、家族の食事の時間に遅れないなどの配慮も大切。
- ③観光の際は大声で話したり、はしゃぎすぎたりしないように気をつける。教会、美術館、博物館などは適切な服装で訪ね、入場・写真撮影の可否、礼拝者、順番

の厳守などに十分気を配ること。モノを食べながらの観光も厳禁。

- ④買い物はその店の格・クラス・店構えに合った服装で出かける。これはホテル、レストランなども同じ。コンサートなどに出かける際は、多少ドレスアップする。
- ⑤留学時にはホストファミリーの生活形態をよく理解する。迎え入れる家庭はいつも多様で、「行ってみたら一人で留守番ばかり」といった場合もある。お互いを尊重しつつコミュニケーションをとるよう心がけ、問題をほったらかしにしないこと。

### ◆ 偽ブランドと商標権に気をつけよう

*column*

最近はネット通販、露天などで驚くような安値のブランド品が販売されていますが、それらは偽物とみてまず間違いありません。ブランド品のロゴマークには商標権がありますので、偽物の製造・販売は完全な違法行為です。買うこと自体は違法ではありませんが、犯罪組織の資金源になることもありますので、モラルとして控えるべきです。なお、海外旅行で買ったお土産が偽物だった場合は関税定率法に違反し、税関で没収されます。

被害者にならないためには、信頼できるお店を選んで買い、ブランド品が本来もっている品質の特性を見きわめる目をもつことです。長い歴史や優れた性能・デザインを有してこそそのブランド品なわけですから、どこかしつくりこない商品は買うべきではありません。また、ブランドだけにこだわらず、自分の生活やファッションにマッチした商品を選ぶ感性をもつことも大切です。